

欧州特許庁
予算・財政に関する規則
管理理事会特別委員会決定
2015年12月15日

目次

- 予算・財政に関する規則(BFR)
- 規則1 予算編成及び予算執行
 - 規則2 全手数料収入及び全費用の確定
 - 規則3 配分すべき金額の決定
 - 規則4 支払
 - 規則5 実施細則

欧州特許機構の管理理事会特別委員会は、
欧州特許条約及び特にその第 IX 部(特別取決め)を顧慮し、
規則(EU)No. 1257/2012 及び No. 1260/2012 を顧慮し、
単一特許保護に関する規則 2(1)(c)を顧慮して、
次の通り決定した。

第 1 条

下記に示す予算・財政に関する規則が採択される。

第 2 条

本規則は、規則(EU)No. 1257/2012 第 18 条(2) 及び規則(EU)No. 1260/2012 第 7 条(2)に従って、
規則(EU)No. 1257/2012 及び No. 1260/2012 の適用日に効力を発する。

2015 年 12 月 15 日ミュンヘンにて作成

予算・財政に関する規則(BFR)

規則 1 予算編成及び予算執行

(1) EPC 第 143 条及び単一特許保護に関する規則 1(1)に従い欧州特許庁に委ねられた業務の実行に関する収入及び支出は、欧州特許機構の予算に係る肝要な部分である。欧州特許機構財務規則及びその施行規則(改定版)が、本規則に別段の規定がある場合を除いて適用される。

(2) 欧州特許庁長官は、(1)にいう収入及び支出の計算書草稿を管理理事会特別委員会に提出する。管理理事会特別委員会は、当該収入及び支出が、必要な説明と共に、欧州特許機構の全体の予算草稿に組み込まれる前に、この計算書草稿に関する意見を提示する。全体の予算草稿は、欧州特許庁長官が欧州特許機構の予算・財務委員会及び管理理事会に提出するものである。欧州特許機構の予算・財務委員会及び管理理事会は、管理理事会特別委員会の意見及び欧州特許庁の応答について通知を受ける。

(3) 欧州特許庁長官は、先立つ四半期中の、(1)に基づく収入及び支出に関する予算執行書を四半期毎に作成し、これを管理理事会特別委員会に提出するものとする。

(4) 実際の支出が予算の見積りを超える場合は、(3)に基づく執行書には特別の報告書を添付しなければならない。この報告書は、見積り費用を超過した理由に関する詳細な説明を提供し、必要な場合は、取り得る是正措置を提案するものとする。管理理事会特別委員会の特別会合が、特別報告書を討議するために同委員会議長により招集される。

[解説:規則 1—予算編成及び予算執行]

1. 参加加盟国は、EPC 第 143 条及び単一特許保護に関する規則(以後「UPR」という)1(1)に従って規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)にいう業務を EPO に委任した。文書 SC/30/13 において、EPO は、これらの業務の実施に関する収入及び支出が如何にして予算に組み込まれるかについて幾つかの原則草案を提示した。その結果、予算・財政に関する規則(以後「BFR」という)規則 1(1)は、当該収入及び支出を欧州特許機構の予算に完全に組み込む包括的原則を規定している。

2. 欧州特許機構の財務規則及びその施行規則(以後「FinRegs」という)は、EPC において定められた、欧州特許機構の財務及び予算を支配する規定以外の規定を含んでいる(FinRegs 規則 1(1)と共に EPC 第 50 条)。BFR 規則 1(1)にいう FinRegs は、例えば、本規則の適用上関連する限りにおいて、FinRegs 規則 40 及び規則 40a の適用に関する指令並びに FinRegs の一定の規定の施行に係わる細則を包含している。

3. BFR 規則 1(1)に従って、FinRegs は、本規則が別段に規定する場合を除いて、改定された態様で適用される。選ばれた立法技術は、動的参照のそれである。

4. BFR 規則 1(2)は、BFR 規則 1(1)を施行する目的で行うべき手続を規定している。すなわち、EPO 長官は、BFR 規則 1(1)にいう収入及び支出を、後に機構の年間予算草稿に組み込まれることになる収支計算書の形式で、特別委員会に提出する。特別委員会は、BFR 規則 1(1)にいう収入及び支出が機構の全体予算草稿に組み込まれる前に、かつ、EPO 長官により欧州特許機構の予算・財務委員会及び管理理事会に提出される前に、この収支計算書に関する適時の意見を提示するよう要請される。(文書 SC/30/13 参照)。

5. BFR 規則 1(3)は、EPO 長官により四半期毎に作成されるべき予算執行書について規定している。それは、先立つ四半期中の BFR 規則 1(1)にいう収入及び支出に関する特定報告を含む

ことになる(四半期ベースで欧州特許機構に生じた全手数料収入の確定及び全費用の予想を規定する BFR 規則 2 及び参加加盟国への四半期毎の支払を規定する BFR 規則 4(1)も参照)。

6. BFR 規則 1(4)は、費用管理及び監視の仕組みを含んでいる。実際の支出、すなわち実際の費用が予算上の見積りを超える場合は、(3)に基づく収支計算書は、特別報告書を伴うことになる。この報告書は、予算見積りを超えた理由に関して詳細な説明を提供するものである。特別報告書は、費用の連続的な精査のために必要なツールを参加加盟国に提供し、必要な場合は、是正措置が取られることを確保する。

規則 2 全手数料収入及び全費用の確定

(1) 欧州特許庁は、単一特許保護に係る手数料に関する規則に基づいて欧州特許庁に納付された手数料からの全収入を、四半期ベースで確定する。

(2) 欧州特許庁は、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)において言及され、EPC 第 143 条及び単一特許保護に関する規則 1(1)に従って欧州特許庁に委ねられた追加業務に対して欧州特許機構が負担した全実際費用(これには、EPC 第 146 条に従って、単一特許保護に係る手数料に関する規則 4(1)にいう翻訳費用の補償費用が含まれる)の見積りを四半期ベースで提供する。

(3) (1)及び(2)に基づく収入及び費用は、それぞれ、欧州特許機構の予算の関連する項目に基づいて計上される。

[解説:規則 2—全手数料収入及び全費用の確定]

1. BFR 規則 2(1)は、EPO は単一特許保護に係る手数料に関する規則(以後「RFeesUPP」という)に基づいて欧州特許庁に納付された手数料からの全収入を四半期ベースで確定する旨を規定している。RFeesUPP に定める手数料は次の通りである：すなわち、更新手数料及びその遅延納付に係る追加手数料(RFeesUPP 規則 2(1)1 及び 2)、権利の回復に係る手数料(RFeesUPP 規則 2(2))、UPR 規則 10(4)にいう追加手数料(RFeesUPP 規則 4(2))、及び RFeesUPP 規則 5 に基づく管理手数料、経費及び代価。

BFR 規則 2(2)は、欧州特許機構が負担した全費用の見積りの確定(これも四半期ベースで)を規定している。このことは、個々の参加加盟国に対して行うべき支払が四半期ベースでなされるという事実を反映している(BFR 規則 4(1)及び(2))。

2. BFR 規則 2(2)は、EPO に委ねられた追加業務に関して欧州特許機構が負担した全費用の見積りを EPO が提供することを規定している。これら全費用は、規則(EU)No. 1257/2012 第 9 条(1)にいう管理業務であって、欧州特許の付与に続く段階、すなわち付与後段階に関わるものに専ら関係する。EPC 第 146 条に従って、これら全費用は、UPR 規則 11 と共に RFeesUPP 規則 4(1)に基づく翻訳費の補償費用を含む。

3. EPO は、BFR 規則 2(2)にいう費用であって参加加盟国の負担となるものを、恒久的に可能な限り低水準に保つためにあらゆる努力を行う。これは、FinRegs 規則 2(BFR 規則 1(1)に従って適用される)に既に定められている EPO の費用効率に対する一般的約束を反映するものである。そこには次の文言がある：「機構の財務管理は、儉約および健全な財務運営の原則に従って行われるものとする」。

4. 更に、費用の健全な予算編成を確保する規定(BFR 規則 1(2)に基づく、意見を求めて特別

委員会に提出すべき年次収支計算書草案及び費用の予算実績対比を可能にする、BFR 規則 1(3)及び(4)に基づく四半期予算執行書を参照)は、参加加盟国が継続的に費用を監視することを可能にする。

5. 費用の計算方法は、EPC 第 50 条(e)に定められるように FinRegs において規定されることになる。これは、より遅い段階で、何れにしても単一特許が EPO において稼働するようになる前には、行われる。改訂された FinRegs 草案は、予算・財務委員会(BFC)及び管理理事会に提出される前に、意見を求めて特別委員会に提示される(費用に関する全般的アプローチに関しては文書 SC/30/13 及び SC/2714 を参照されたい)。

6. BFR 規則 2(3)は、BFR 規則 2(1)及び(2)に基づく収入及び費用が欧州特許機構予算の関連項目に基づいて計上されることを規定している。BFR 規則 1(2)に規定するように、要求された詳細は収支計算書の形式で提示される。

規則 3 配分すべき金額の決定

欧州特許庁は、参加加盟国への手数料配分に関する規則 2 に定める配分方法に従って規則 2(1)にいう全収入を参加加盟国に配分すべき金額を決定するが、その前に、第 1 に更新手数料及び遅延納付に対する追加手数料のうち庁の 50%取り分、第 2 に規則 2(2)にいう全費用を差し引く。

[解説:規則 3—配分すべき金額の決定]

1. 規則(EU)No. 1257/2012 第 1 条(2)及び当該規則の前文(6)及び(16)は、当該規則が EPC 第 142 条の意味における特別取決め(単一効力を欧州特許に起因するものとする)を構成する旨を規定している。その結果、EPC 第 IX 部の規定が、欧州単一効特許に適用される。このことは、CJEU(欧州連合司法裁判所)によりその最近の判決 C-146/13 において確認されている(特に N 70 参照)。

2. 規則(EU)No. 1257/2012 第 11 条に基づいて単一特許につき欧州特許機構に納付すべき統一更新手数料に関しては、EPC 第 39 条と共に EPC 第 147 条「準用すべきもの」において、それらのうち参加加盟国に支払うべき比率は 50%である。これは、規則(EU)No. 1257/2012 第 13 条に正当に反映されており、同条は、これら更新手数料の 50%は EPO が保持する旨を記載することにより、EPC 第 147 条に定める原則を確認している。

3. EPO に与えられた追加業務を遂行する費用は誰が負担すべきかに関し、EPC 第 146 条は明瞭で拘束力のある規定を含んでいる。EPC 第 146 条は、追加業務が EPC 第 143 条に基づいて EPO に与えられている場合は、一群の EPC 締約国が、これらの業務遂行に際し欧州特許機構に生じた経費を負担することを規定している。この規定は、加盟国間の平等な扱いの原則を確かなものにし、かつ、単一特許保護に関する強化された協力に参加しない EPC 締約国は、庁が一群の締約国のためにのみ遂行している業務の資金供給に貢献する必要がないことを保証している。それは、付与後活動から生じるこれらの追加費用が部分的に又は全体として EPO により負担されるべきである場合は、庁が EPC 第 39 条(1)及び第 147 条に違反して、一部の締約国から更新手数料の 50%未満を受領することを意味している。

4. EPC 第 IX 部は、参加加盟国が特別な支払、EPO への寄付を通じてにせよ、又は更新手数料のうち参加加盟国の 50%の取り分から差し引くことによるにせよ、前述の費用を負担する自己の義務を果たさなければならない方法に関する如何なる規定も含んでいない。規則

(EU)No. 1257/2012 第 10 条(経費の原則)を以て、参加加盟国は、EPO に生じた経費は単一特許により生じる手数料で埋め合わせられることを定めている。

EPC 第 146 条及び第 39 条と併せて読めば、これは、費用はそれらを一更新手数料のうち EPO の 50%取り分及びその遅延納付に係る追加手数料の差し引きに加えて一全手数料収入から差し引くことにより負担される(参加加盟国の特別支払に代えて)ことを意味するにすぎない。

5. 前記に基づいて、提案された BFR 規則 3 は、EPO が、参加加盟国間での手数料配分に関する規則(以後「RDF」という)規則 2 に定める配分方法に従って、BFR 規則 2(1)にいう全収入から、第 1 に更新手数料及びその遅延納付に係る追加手数料の自己の取り分 50%を、第 2 に BFR 規則 2(2)にいう全費用を差し引いた後に、参加加盟国に配分されるべき金額を決定する旨を規定している。

6. 結果として、EPO は、第一段階において、BFR 規則 2(1)に従って全手数料収入を確定することになる(BFR 規則 2 の解説 1 における手数料一覧参照)。

この手数料収入は、RFeesUPP に基づいて EPO に納付され、かつ、参加加盟国の代わりに徴収されたすべての手数料を包含する。この全手数料収入から、EPO は、第二段階において、更新手数料の 50%及びその遅延納付に係る追加手数料の 50%(EPC 第 147 条に従って)並びに BFR 規則 2 にいう費用(EPC 第 146 条に従って)を保持することになる。その後、残余の金額は、RDF 規則 2 に定める配分方法を使用して、BFR 規則 4 に規定する方式に基づき個々の参加加盟国に配分される。実際には、これは、管理手数料は単一特許の管理費用を差し引かれることを意味する。

規則 4 支払

(1) 個別の参加加盟国への、規則 3 にいう金額の支払は、当該四半期の次の月末前に行われる。

(2) 規則 3 に従って配分されるべき金額の決定が、所与の四半期において EPC 第 146 条に基づく参加加盟国の支払義務にまで達するマイナスの結果となる場合は、マイナスの金額は、次の四半期送金から、連続する 12 四半期の期間に亘り保留される。EPC 第 39 条(4)及び欧州特許機構財務規則第 17 条(1)を準用する。

(3) 規則 1(1)にいう収入及び支出の年次清算は、欧州特許機構管理理事会による年次決算の承認に基づいて行われる。参加加盟国へのその後の最終支払は、この承認日の次の月末前に行われる。マイナスの結果の場合は、(2)が適用される。

(4) (1)に基づく支払が期日までに完全に行われない場合は、欧州特許庁は、未払額に関して前記期日から利息を支払う。欧州特許機構財務規則第 17 条(1)を準用する。

[解説:規則 4—支払]

1. BFR 規則 4(1)は、EPO が、BFR 規則 3 に基づき決定された金額につき、個々の参加加盟国に対して行うべき支払の期日を明示している。

2. 所与の四半期において、BFR 規則 2(2)にいう見積り費用が BFR 規則 2(1)に規定する収入より高額である場合は、配分すべき金額の決定は、原則として、EPC 第 146 条に従って参加加盟国の支払債務となる。これは、特に開始段階において生じることである。この理由により、BFR 規則 4(2)は、BFR 規則 3 に従って配分すべき金額の決定が、所与の四半期において参加加盟国の支払債務となる場合は、当該金額は次の四半期の送金から保留される、すなわ

ち次の四半期まで持ち越されることを規定している。ただし、この持越しは、最大で連続した12四半期に制限される。

3. EPC 第39条(4)が準用されるが、その意味するところは、参加加盟国の支払が期日までにEPOに全額送金されない場合は、当該国は、未払額に関する期日から利息を支払う義務があるということである。FinRegs 規則17(1)も準用される。それは、各会計期間において、EPOが前年定期預金口座に投資した金額に関して取得した平均利率により計算された利率を明示する。

4. BFR 規則2(2)及び規則3にいう費用は推定に基づくものであるため、SC/30/13に規定する年次清算が、欧州特許機構に生じた実際の費用を決定することになる。したがって、BFR 規則4(3)は、BFR 規則1(1)にいう収入及び支出の年次清算は、欧州特許機構管理理事会による年次財務諸表の承認があったときに行われることを規定している。プラス残高の場合は、参加加盟国に対するその後の最終支払が、この承認日に続く月末前に行われることになる。残高がマイナスの場合は、(2)が適用される、すなわちマイナス額は、次の四半期送金から連続する12四半期を超えない期間に亘り保留される。そのような場合に、(2)の意味における次の四半期は、管理理事会による年次財務諸表の承認日に続く四半期となる。

5. BFR 規則4(4)は、EPOが参加加盟国に対してBFR 規則4(1)に基づいて行うべき支払が期日までに完全になされなかった場合の、EPOの利息支払義務を規定している。FinRegs 規則17(1)が準用される、すなわち、そこに明示された利率(BFR 規則1の解説2)が適用される。

規則5 実施細則

欧州特許庁長官は、管理理事会特別委員会に諮問の後、規則1から規則4までの実施に関する実施細則を採択することができる。

[解説:規則5—実施細則]

1. BFR 規則5は、EPO長官が、特別委員会に諮問の後、BFR 規則1から規則4までの実施に関する実施細則を採択することを許可する授權条項を規定している。当該実施細則の目的は、BFR 規則1から規則4までの実施のために要求される詳細、特に返金、清算手続又は銀行支払のような技術的問題に関するものの調整を行うことである。